

IV. 知的財産侵害物品の取締り

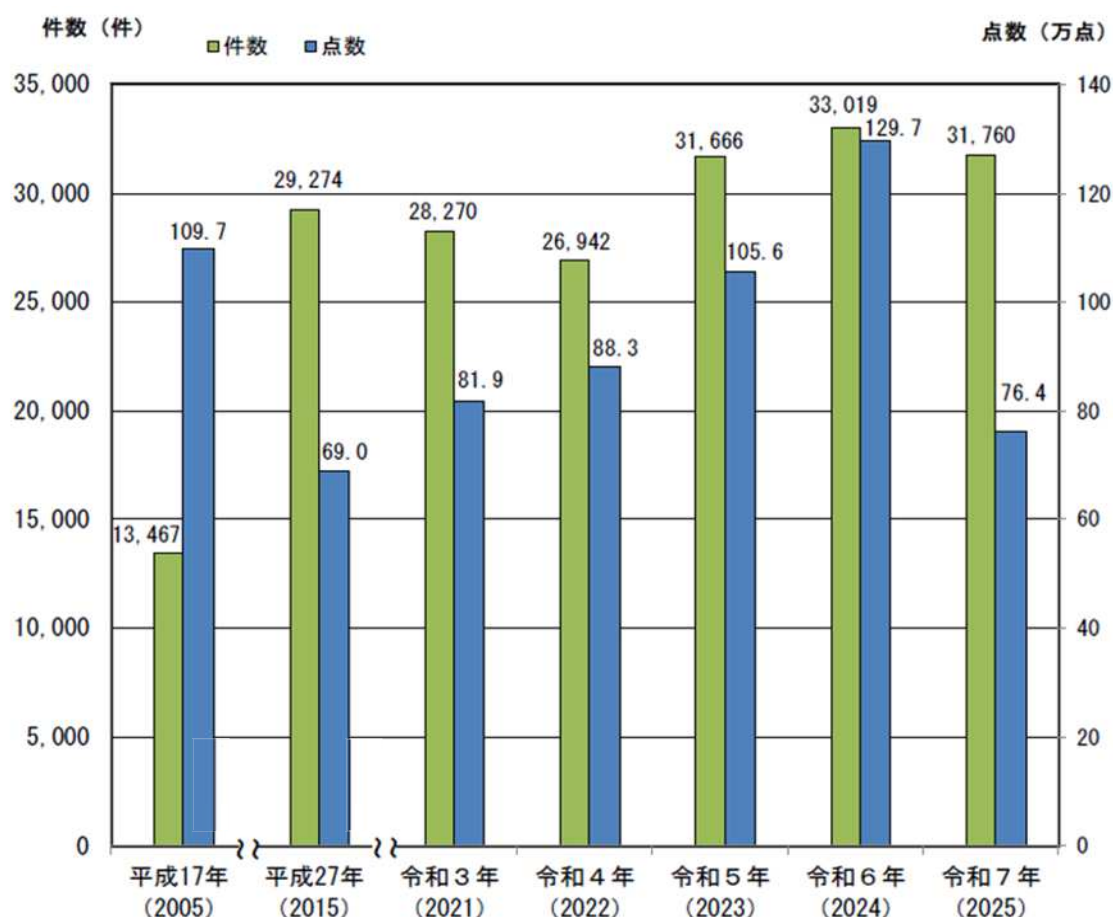
偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出及び輸入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。知的財産を侵害する物品であると認定された場合、税関により没収されるのみならず、場合によっては関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

1. 知的財産侵害物品の差止状況

(1) 差止実績の推移（令和 7 年※）

税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、31,760 件（前年 3.8%減）で、3 年連続で 3 万件を超え、高水準で推移しています。輸入差止点数は、763,504 点（前年比 41.1%減）でした。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

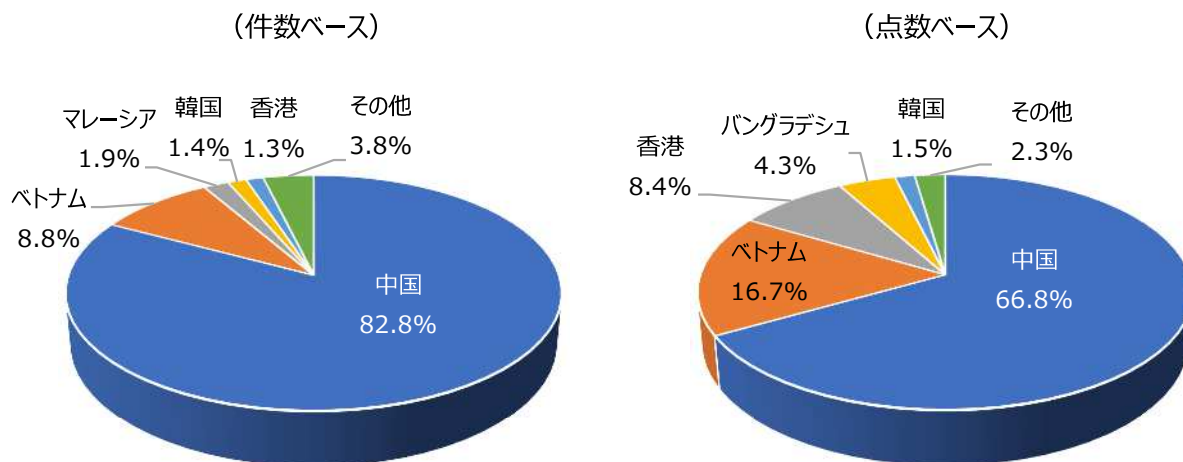
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

※ 財務省 HP https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2025/index.html

（２）仕出国（地域）別輸入差止実績

輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 26,292 件（構成比 82.8 %、前年比 1.2 % 減）で、引き続き最多となっています。輸入差止点数も、中国を仕出しとするものが 509,793 点（構成比 66.8 %、前年比 45.2 % 減）で、件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が大部分を占めています。

仕出地別輸入差止実績の構成比（令和 7 年）

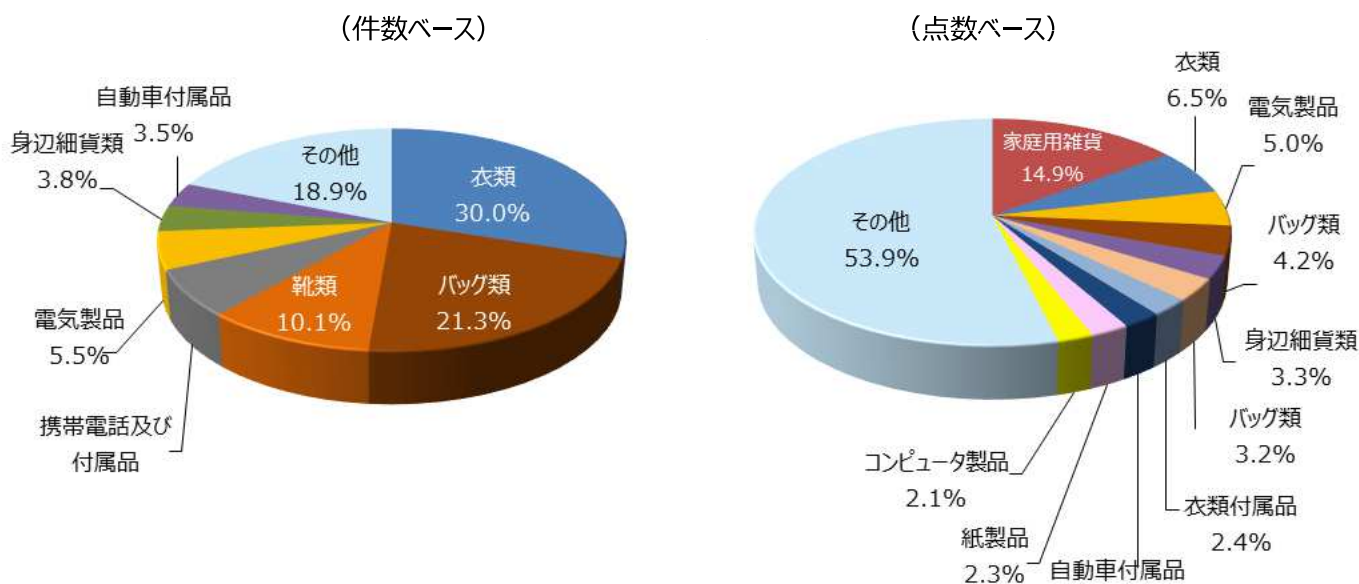


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合がある。

（３）品目別輸入差止実績

輸入差止件数は、衣類が 10,660 件（構成比 30.0 %、前年比 9.5 % 減）と最も多く、輸入差止点数は、家庭用雑貨が 113,453 点（構成比 14.9 %、前年比 325.6 % 増）と最も多くなっています。

品目別輸入差止実績の構成比（令和 7 年）



（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合がある。

(4) 知的財産侵害物品の主な差止事例

◆輸入差止めが多い物品

ダウンジャケット (商標権)



バッグ (商標権)



◆輸入差止めが増加した物品

ファスナー (商標権)



バッテリー (特許権)



◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

自動車用ペダルカバー (商標権)



エンジン (商標権)



2. 知的財産侵害物品の摘発状況

令和7年の1年間において、密輸入事件等5件を告発しました。

[事例1] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から国際郵便物により

商標権を侵害するバッグ 35 点

を密輸入しようとした日本人2名を関税法違反で告発しました。

(令和7年1月・東京税関)



[事例2] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から国際郵便物により

商標権を侵害する人形 10 点

を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。

(令和7年4月・横浜税関)



[事例3] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から国際郵便物により

商標権を侵害するゴルフクラブカバー 235 点

を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。

(令和7年5月・横浜税関)



[事例4] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から国際郵便物により

商標権を侵害する衣類 102 点

を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。

(令和7年6月・沖縄税関)



[事例 5] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から航空貨物及び国際郵便物により

商標権を侵害するバッグ 89 点

を密輸入しようとした日本人 1 名を関税法違反で告発しました。

(令和 7 年 7 月・東京税関)

